

第5章 交通バリアフリー化の推進に向けて

基本構想で位置づけられた各事業を実施していくとともに、町域における交通バリアフリー化を実現していくためには、基本構想策定後においても高齢者・障害者をはじめとするすべての町民や事業者、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

5 - 1 町民、事業者、行政の役割

交通バリアフリー化の推進のため、町民・事業者・行政が連携して、以下のような役割を果たしていくものとします。

1. 事業者の役割

基本構想をもとに、バリアフリー化に取り組む
基本構想策定後においても、利用者の意見を反映させながら、必要な改善を行う

事業者は、基本構想をもとに、それぞれ具体的な事業計画を作成して事業を実施するなどバリアフリー化に取り組んでいくこととなります。さらに、基本構想策定後においても、利用者の意見を反映させながら、必要な改善を行うものとします。

2. 行政の役割

バリアフリーに関する学習等の機会や、情報を提供する等の各種支援を行う

行政は、町民や事業者の自主的な取り組みを推進するために、学習等の機会や、バリアフリーに関する情報を提供する等の各種支援をしていきます。

3. 町民の役割

バリアフリー化のための事業が実施される際の理解と協力
地域のまちづくり活動と併せたバリアフリー化への取り組み
「心のバリアフリー化」への取り組み

バリアフリー化のための事業が実施されるにあたっては、とくに沿道住民の方等の理解と協力を求めることとなります。

また、町民主体による地域のまちづくり活動に併せてバリアフリー化に取り組んでいくことにより、きめ細かなバリアフリー化を進めていくことができると考えられます。町内には、バリアフリー化の必要性があるものの、早期の整備が困難な状況にある道路が多くあると考えられます。こうした生活道路における安全で円滑な歩行者等の交通を

確保するためには、公共側の取り組みだけでは限界があり、地域での主体的な取り組みが必要となってきます。

さらに、基本構想の策定にあたっての現地調査や協議会での協議のなかでも、自転車の走行や駐輪等に関する“町民のマナー”への意見が挙げられています。自転車・自動車の適正な利用を心がける、高齢者・障害者等への理解を深める、日常のなかでちょっとした手助けを行うなど、一人ひとりができる“心のバリアフリー”に取り組んでいくことが求められます。例えば次のようなことが考えられます。

通行の妨げとなるような、駐停車や駐輪をやめる
必要がないときには障害者用駐車スペースに駐車をしない
困っている人がいたら、気軽に声を掛けて手助けをする など

5 - 2 推進に向けた協議組織の検討

基本構想で位置づけた各事業等を推進し、重点整備地区におけるより一層のバリアフリー化を図るために、町民、事業者、行政の参画による協議組織の設置を検討します。その役割としては、「事業計画の確認」、「事業計画の進捗状況の定期的な確認」、「事業者間及び町民との意見交換・協議」、「事業の事後評価」とすることが考えられます。

一方、嬉野町では現在、町域におけるノーマライゼーション理念の実現を目指した「障害者計画」の推進に向けた準備が進められているところです。このなかで、「生活環境のバリアフリー化」については、環境整備グループが担当することとなっています。

基本構想の推進のための協議組織は、この「障害者計画」推進にあたっての環境整備グループの活動と連携を図ったものとしていくこととします。

